

## **大地震発生時・東海地震「注意情報」等における児童の登下校について**

### **1 「東海地震に関連する調査情報」発表時の対応**

原則として、平常授業を行います。学校行事等については、中止する場合があります。

### **2 「東海地震注意情報」「東海地震予知情報」発表時、大地震発生時の対応**

#### (1) 在校中の場合

- ① 注意情報を知った時点、大地震が発生した時点で、すべての授業・学校行事を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき、教職員の避難誘導により本校の指定避難場所である運動場に避難します。
- ② 校地内の安全な場所（運動場等）において保護し、全児童、「保護者に引渡し」にて下校、または「迎えが来るまで学校待機」とします。

#### (2) 在宅時の場合

当日の授業・学校行事は中止します。

#### (3) 登下校時の場合

- ① 登校中の場合は、原則教職員または地域住民等の指導のもと、家に近い場合はできる限り集団で引き返します。学校に近い場合は集団で登校します。登校後は「保護者への引渡し」にて下校、または「迎えが来るまで学校待機」とします。
- ② 下校中の場合は、原則教職員または地域住民等の指導のもと、ただちにできる限り集団で下校します。学校に近い場合は、学校へ集団で引き返します。学校に引き返した後は「保護者への引渡し」にて下校、または「迎えが来るまで学校待機」とします。

#### (4) 臨時休校とする場合

学校は上記（１）～（３）の場合、翌日以降「東海地震注意情報」並びに「東海地震予知情報（警戒宣言）」が解除されるまでの間、臨時休校とします。また、大地震発生後の場合は、被災状況に応じて学校再開の連絡を入れるまで臨時休校とします。

### **3 その他**

- (1) 「東海地震に関連する調査情報」・「東海地震注意情報」・「東海地震予知情報」のお知らせは、防災行政無線等によって伝達されます。
- (2) ご家庭では、「東海地震注意情報」を知った時点、大地震が発生した時点で速やかに帰宅していただくなど、留守の状態にならないようご配慮ください。